



鳥取県公報

令和4年10月28日(金)
第9444号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥獣捕獲等事業の変更の認定 (528) (緑豊かな自然課) 2
	鳥獣捕獲等事業の変更の届出 (529) (〃) 2
	鳥獣保護区の存続期間の更新 (530) (〃) 2
	特別保護地区の区域の指定 (531) (〃) 4
	特定猟具使用禁止区域の指定 (532) (〃) 5
	公共測量の実施 (533) (県土総務課) 7
	公共測量の終了 (534) (〃) 7
	県道の区域の変更 (535) (道路企画課) 7
	県道の供用の開始 (536) (〃) 8
	砂利採取法による採取計画の変更認可の公表 (537) (鳥取県土整備事務所) 8
	開発行為に関する工事の完了 (538) (西部総合事務所環境建築局) 8
◇ 調達公告	落札者の決定 (物品契約課) 9

告 示

鳥取県告示第528号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行ったので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	代表者の氏名	変更の内容	変更年月日
一般社団法人鳥取県猟友会	鳥取市湖山町西二丁目413	柴垣 信司	捕獲従事者の追加、捕獲従事者の狩猟免許の種類に係る変更	令和4年10月11日

鳥取県告示第529号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第3項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の届出があったので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	代表者の氏名	変更の内容	変更年月日
一般社団法人鳥取県猟友会	鳥取市湖山町西二丁目413	柴垣 信司	捕獲従事者の住所の変更	令和4年10月11日

鳥取県告示第530号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針
扇ノ山鳥獣保護区	鳥取県と兵庫県との境界と鳥取市と若桜町との境界の交点を起点とし、同所から同境界を南方に進み、鳥取市と八頭町との境界に至り、同境界を南西に進み、鳥取森林管理署扇ノ山国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、千代川地域森林計画区の鳥取市に係る398林班と403林班との境界に至り、同境界を北西に進み、398林班と399林班との境界に至り、同境界を北方に進み、397林班と399林班との境界に至り、同境界を北西及び東に進み、佛谷川に至り、同川を北西に進み、佛谷川と雨滝川の合流点に至り、同川を北西に進み、同川と笹滝川の合流点に至り、同川を北東に進み、同川と北東側のりょう線の交点に至り、同りょう線を北方に進み、林道河合谷線に至り、同林道を北方に進み、町道鳥越中央線に至り、同町道を北	令和4年11月1日から令和14年10月31日まで	鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。 ニホンジカの生息数の増加に伴い、食害により植物相が衰退しており、昆虫、鳥類、哺乳類等の動物相への影響が危惧されている。第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に基づくモニタリング調査等で監視するとともに、個体数管理や侵入防止柵の設置等の対策を土地所有者と連携し、推進していく。 また、特定外来生物のソウシチョウが増加しており、分布拡大の対策を検討しつつ、監視を

	<p>東に進み、町道鳥越牛ヶ峰線に至り、同町道を東方に進み、山道鳥越海上線に至り、同山道を東方へ進み、鳥取県と兵庫県との境界に至り、同境界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>		<p>継続する。 なお、鳥獣の生息に影響のない範囲で、登山など自然とのふれあいの場として活用する。</p>
<p>氷ノ山鳥獣保護区</p>	<p>八頭郡若桜町大字茗荷谷地内の国道482号の尾出見橋を起点とし、同所から同国道を北東に進み、鳥取県と兵庫県との境界に至り、同境界を南東に進み、国道29号の新戸倉トンネルに至り、同所から国道29号を西方に進み、千代川地域森林計画区の若桜町に係る320林班と321林班との境界に至り、同境界を北東に進み、320林班と322林班との境界に至り、同境界を北東に進み、319林班と322林班との境界に至り、同境界を北方に進み、鳥取森林管理署小舟山国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、315林班と318林班との境界に至り、同境界を南西に進み、316林班と318林班との境界に至り、同境界を南に進み、316林班と317林班との境界に至り、同境界を南西に進み、国道29号に至り、同国道を北西に進み、林道久曾木谷線に至り、同林道を北東に進み、同林道の終点に至り、同所から同国有林に通ずる第二小舟山山道を北東に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西及び東方に進み、158林班と159林班との境界に至り、同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>”</p>	<p>鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。 ニホンジカの生息数の増加に伴い、食害により植物相が衰退しており、昆虫、鳥類、哺乳類等の動物相への影響が危惧されている。第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に基づくモニタリング調査等で監視するとともに、個体数管理や侵入防止柵の設置等の対策を土地所有者と連携し、積極的に推進していく。 また、特定外来生物のソウシチョウが増加しており、分布拡大の対策を検討しつつ、監視を継続する。 なお、鳥獣の生息に影響のない範囲で、登山や自然探索など自然とのふれあいの場として活用する。</p>
<p>芦津鳥獣保護区</p>	<p>八頭郡智頭町大字芦津に所在する鳥取森林管理署沖ノ山国有林59林班の南西端が北股川と接する地点を起点とし、同所から同国有林と民有林との境界を北東に進み、千代川地域森林計画区の智頭町に係る166林班と169林班との境界に至り、同境界を北東に進み、智頭町大字芦津と同町大字八河谷との境界に至り、同境界を北東に進み、智頭町と若桜町との境界に至り、同境界を南東及び南方に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を南西に進み、鳥取森林管理署沖ノ山国有林と鳥取県内の民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、同国有林60林班の北西端と北股川とが接する地点に至り、同所から同川を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>”</p>	<p>鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。 ニホンジカの生息数の増加に伴い、植物相が食害により衰退しており、昆虫、鳥類、哺乳類等の動物相への影響が危惧されている。第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に基づくモニタリング調査等で監視するとともに、個体数管理や侵入防止柵の設置等の対策を土地所有者と連携し、推進していく。 また、近隣地域で特定外来生物のソウシチョウが確認されたため、分布拡大の対策を検討しつつ、監視を継続する。 なお、鳥獣の生息に影響のな</p>

			い範囲で、自然散策、野鳥観察、森林セラピー等の自然とのふれあいの場として活用する。
沢川鳥獣保護区	鳥取県と兵庫県との境界と鳥取市と若桜町との境界の交点を起点とし、同所から鳥取県と兵庫県との境界を南東に進み、鳥取森林管理署沢川国有林16林班と浦山国有林19林班との境界に至り、同境界を南西に進み、沢川国有林と民有林との境界に至り、同境界を北方に進み、千代川地域森林計画区の若桜町に係る110林班と111林班との境界に至り、同境界を北西に進み、来見野川左岸に至り、同川左岸を北東に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北東に進み、同国有林15林班と16林班との境界に至り、同境界を南東に進み、林道東因幡線に至り、同林道を北西に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、若桜町と八頭町との境界に至り、同境界を北西に進み、鳥取市と若桜町との境界に至り、同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃	鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。 ニホンジカの生息数の増加に伴い、食害により植物相が衰退しており、昆虫、鳥類、哺乳類等の動物相への影響が危惧されている。第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に基づくモニタリング調査等で監視するとともに、生息状況によっては個体数管理等の対策を土地所有者と連携し、推進していく。 また、特定外来生物のソウチョウウが増加しており、分布拡大の対策を検討しつつ、監視を継続する。
布勢桂見鳥獣保護区	鳥取市里仁地内の県道鳥取鹿野倉吉線と市道里仁大楠線との交点を起点とし、同所から同市道を南西に進み、市道大楠1号線に至り、同市道を南西に進み、市道大楠野坂1号線に至り、同市道を南西に進み、千代川地域森林計画区の鳥取市に係る115林班F小班と115林班G小班との境界に至り、同境界を北方へ進み、164林班と115林班との境界に至り、同境界を南西に進み、164林班と118林班との境界に至り、同境界を西方に進み、164林班と165林班との境界に至り、同境界を北方に進み、165林班C小班と165林班D小班との境界に至り、同境界を西方に進み、同境界から165林班D小班と同小班区域外との境界を西方へ進み、農道に至り、同農道を西方に進み、市道高住三山口線に至り、同市道を北方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を北東に進み、市道古海高住線に至り、同市道を北東及び東方に進み、県道鳥取空港布勢線に至り、同県道を南方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃	鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用していくとともに関係機関と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。 また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、被害防止目的の捕獲許可及び第二種特定鳥獣管理計画に基づく捕獲により被害防止に努める。 特定外来生物のアライグマやヌートリアも確認されていることから、鳥取市と連携して防除に取り組む。

鳥取県告示第531号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、芦津鳥獣保護区の区域内に次のとおり特別保護地区を指定したので、同条第4項において準用する同法第15条第

2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 特別保護地区の名称

芦津鳥獣保護区芦津特別保護地区

2 特別保護地区の区域

芦津鳥獣保護区の区域のうち、鳥取森林管理署沖ノ山国有林59林班及び千代川地域森林計画区の智頭町に係る168林班から170林班までの区域（面積267ヘクタール）

3 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

芦津鳥獣保護区は八頭郡智頭町の東端に位置しており、鳥獣保護区中央部分には東から西に北股川が流れ、鳥獣保護区の下流域では深いV字谷を形成し、一帯は芦津溪谷という景勝地として知られている。当該地域は人里から離れた奥山地域で積雪も多く、急峻な溪谷地形であり、ツキノワグマに代表される奥山の鳥獣が生息している保護区である。

特に、特別保護地区として指定しようとする区域には、ブナ、ミズナラ、トチノキ、カエデ類等の冷温帯の落葉広葉樹にスギ等の針葉樹天然木が混交する天然林があり、多様な植物相を示している。そのため、林野庁の希少個体群保護林や国定公園特別地域にも指定されており、豊かな自然を有し、周辺地域より多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は芦津鳥獣保護区の中でも鳥獣の生息・繁殖に重要な区域と認められることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

鳥取県告示第532号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和4年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間
日光池特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市気高町日光地内の市道日光村内線と市道日光2号線の交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み、市道新田下坂本線に至り、同市道を南方に進み、同市道と農道日光越路谷線との交点に至り、同農道を西方に進み、市道日光村内線に至り、同市道を南西、北西、北東及び東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
三朝特定猟具（銃器）使用禁止区域	東伯郡三朝町大字三朝地内の三朝大橋から新崎橋までの三徳川の河川区域	〃
由良川右岸砂丘地域特定猟具（銃器）使用禁止区域	北栄町東園と同町松神との境界と日本海のてい線との交点を起点とし、同所から同境界を南方に進み、北条川右岸に至り、同川右岸を西方に進み、由良川右岸に至り、同川右岸を北方に進み、日本海のてい線に至り、同てい線を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
東伯特定猟具	東伯郡琴浦町大字徳万地内の町道光好丸尾線と西日本旅客鉄道株式会社	

<p>(銃器)使用禁止区域</p>	<p>山陰本線との交点を起点とし、同所から同線を東方へ進み、琴浦町と北栄町の境界に至り、同境界を南方へ進み、県道福永由良線に至り、同県道を南西に進み、町道槻下法万線に至り、同町道を南方に進み、県道倉吉東伯線に至り、同県道を北西に進み、農道に至り、同農道を南西に進み、町道槻下南団地1号線に至り、同町道を西方に進み、町道伊勢野斉尾線に至り、同町道を西方に進み、町道斉尾鳥池線に至り、同町道を南東に進み、農道に至り、同農道を北西に進み、町道森藤伊勢野線に至り、同町道を南方に進み、町道金屋鳥池線に至り、同町道を南東に進み、農道に至り、同農道を南方及び西方に進み、県道東伯関金線に至り、同県道を南方に進み、町道槻下法万線に至り、同町道を南西に進み、県道法万大栄線に至り、同県道を西方に進み、県道古長杉下線に至り、同県道を南西に進み、町道矢下堤防線に至り、同町道を南西に進み、農道に至り、同農道を南西に進み、県道下見関金線に至り、同県道を南西に進み、県道東伯野添線に至り、同県道を北東及び北方に進み、町道光好丸尾線に至り、同町道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>〃</p>
<p>小鴨川特定猟具(銃器)使用禁止区域</p>	<p>倉吉市蔵内地内の反土橋から倉吉市耳と同市関金町安歩の境界までの小鴨川の河川区域</p>	<p>〃</p>
<p>津原特定猟具(銃器)使用禁止区域</p>	<p>倉吉市津原地内の県道津原穴沢線と同市津原と同市谷との境界との交点を起点とし、同所から同境界を南西に進み、同市津原大明神と同市津原鳴神との境界に至り、同境界を北西に進み、市道津原3号線に至り、同市道を北方に進み、市道津原中央線に至り、同市道を北東及び南東に進み、市道谷津原線に至り、同市道を南東及び西方に進み、同市谷と同市津原の境界に至り、同境界を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>〃</p>
<p>三本松特定猟具(銃器)使用禁止区域</p>	<p>日野郡日南町神戸上地内の県道上石見黒坂停車場線と県立日野高等学校三本松農場の敷地北端の交点を起点とし、同所から北方、東方及び南東に進み、町道洞三本松線に至り、同町道を南西及び西方に進み、県道上石見黒坂停車場線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>〃</p>
<p>三部野特定猟具(銃器)使用禁止区域</p>	<p>西伯郡伯耆町三部地内の町道三部野線と伯耆町と南部町との境界との交点を起点とし、同所から同境界を北東に進み、県道溝口伯太線に至り、同県道を南東に進み、県道日野溝口線に至り、同県道を南方及び西方に進み、町道三部野線に至り、同町道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>〃</p>
<p>福塚特定猟具(銃器)使用禁止区域</p>	<p>日野郡日南町福塚地内の県道猪ノ子原上石見停車場線と町道花紙山根線の交点を起点とし、同所から同町道を北西及び北東に進み、農道に至り、同農道を南東に進み、町道霞福塚線に至り、同町道を北東に進み、白谷橋に至り、白谷川を南東に進み、県道猪ノ子原上石見停車場線に至り、同県道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>〃</p>
<p>笠木特定猟具(銃器)使用禁止区域</p>	<p>日野郡日南町茶屋地内の県道安来伯太日南線と小原川との交点を起点とし、同所から同川を東方に進み、同川と町道大戸原線との交点に至り、同町道を南方に進み、同町道と水路との交点に至り、同水路を南東及び南方に進み、農道に至り、同農道を南方に進み、町道平田稗田線に至り、同町道を西方に進み、県道安来伯太日南線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>〃</p>

阿毘縁特定猟具（銃器）使用禁止区域	日野郡日南町阿毘縁地内の県道印賀奥出雲線と町道長溝高山線との交点を起点とし、同所から同町道を北方に進み、町道深塚長溝線に至り、同町道を東方に進み、県道印賀奥出雲線に至り、同県道を南西及び西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	”
清水原特定猟具（銃器）使用禁止区域	西伯郡大山町豊房地内の県道大山佐摩線と県道赤松大山線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み、農道との交点に至り、同農道を北西に進み、町道清水原線に至り、同町道を南西に進み、農道に至り、同農道を南西に進み、町道畑・古前線に至り、同町道を北西に進み、水路に至り、同水路を北方に進み、里道に至り、同里道を北西に進み、農道に至り、同農道を東方に進み、同農道と水路との交点に至り、同所と同町豊房字上中島林2183地先里道に位置する標柱を直線で結んだ線を東方に進み、里道に至り、同里道を北方に進み、県有林との境界に至り、同境界を東方に進み、県道大山佐摩線に至り、同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	”
渡町2区3区4区内特定猟具（銃器）使用禁止区域	境港市渡町地内の渡漁港南側護岸と渡漁港南側臨港道路との交点を起点とし、同所から同臨港道路を南東に進み、農道南北線22号に至り、同農道を南東に進み、市道渡54号線に至り、同市道を北東に進み、市道内浜線に至り、同市道を南東に進み、市道夕日ヶ丘自転車歩行者専用道路11号線に至り、同市道を南西に進み、市道夕日ヶ丘30号線に至り、同市道を南西及び南東に進み、市道夕日ヶ丘31号線に至り、同市道を南西に進み、斐伊川河川護岸に至り、同護岸を北西に進み、渡漁港南側護岸に至り、同護岸を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	”

鳥取県告示第533号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、境港市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影、写真地図作成及び数値地形図データ作成）
- 2 作業期間 令和4年10月6日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 境港市

鳥取県告示第534号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業地域 米子市、境港市及び西伯郡日吉津村
- 3 終了年月日 令和4年9月30日

鳥取県告示第535号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の

規定により告示する。

その関係図面は、令和4年10月28日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和4年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
赤松淀江線	米子市淀江町西原字逆川244-2地先から同市 淀江町西原字老里塚670地先まで	変更前	8.3~62.3	188.0
		変更後	10.4~62.3	189.0

鳥取県告示第536号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和4年10月28日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和4年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
赤松淀江線	米子市淀江町西原字逆川244-2地先から同市淀江町西原字老里塚 670地先まで	令和4年10月28日

鳥取県告示第537号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

令和4年10月28日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 小 田 原 聡 志

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社パイプフレンド 代表取締役 千馬 高広	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市伏野字砂浜2317外1筆 (6,477.06平方メートル)	砂 (5,960.62立方メートル)	採取の期間	令和3年10月4日から 令和4年10月3日まで	令和3年10月4日から 令和5年10月3日まで	令和4年9月13日
有限会社相互商事 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市伏野字中ノ茶屋裏2597-1外2筆 (7,947.66平方メートル)	砂 (19,417.22立方メートル)	〃	令和2年10月30日から 令和4年10月29日まで	令和2年10月30日から 令和5年10月29日まで	令和4年9月29日

鳥取県告示第538号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和4年10月28日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和4年10月6日 鳥取県指令第202200166345号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市渡町
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市渡町780-1
赤山 宏美、赤山 美里

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 化学消防車（10500L級）（鳥取空港） 1台
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 令和4年8月25日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社出雲ポンプ出雲営業所
島根県出雲市浜町322-2
- 5 落札金額 142,684,755円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 令和4年7月15日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
鳥取市東町一丁目220